

令和4年度 前期選抜募集要項

福島県立四倉高等学校

〒979-0201

福島県いわき市四倉町字五丁目4番地

電話 (0246)32-5111

FAX (0246)32-7131

1 募集定員

課程	学科	募集定員	
		特色選抜	一般選抜
全日制	普通科	募集定員（80名）の30%程度とする。	募集定員（80名）から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。さらに、特色選抜については、それらに加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

志願者が本校に出願する場合、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

(3) 出願に必要な書類

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

ア 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

イ 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 特色選抜志願理由書（本校で定めた様式）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

エ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

オ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

② 上記①以外の者

ア 入学願書（上記①アに同じ）

イ 特色選抜志願理由書（上記①ウに同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

ウ 健康診断書（令和４年１月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、上記「２ 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

エ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

オ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

カ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

③ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

④ 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

5 出願期間

令和４年２月３日（木）から２月８日（火）までとする。

受付時間は、午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、切手（414 円分）を貼付した返信用封筒（長形 3 号、表に「簡易書留」と明記）を同封の上、令和４年２月８日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたのち、本校校長は受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和４年２月 15 日（火）から２月 16 日（水）までとする。

郵送の場合には、２月 16 日（水）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

8 出願先変更

志願者は、令和４年２月 9 日（水）から２月 14 日（月）までの期間内で、１回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

手続きについては、「令和４年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

9 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 志願してほしい生徒像

本校では、地域に根ざした、地域に貢献できる人材の育成を目指し、一人一人の生徒に応じたきめ細やかな教育を行っており、次の条件を全て満たす生徒を求めている。

- ① 欠席や遅刻が少ないなど、基本的な生活習慣が身につけており、けじめのある生活を送ることができる者
- ② 学習や生徒会活動（委員会活動を含む）、部活動（特設部を含む）などの諸活動に意欲的に取り組んでおり、本校入学後もその意欲を継続するとともに、他の生徒の模範として先頭に立って活躍し、卒業後、地域に貢献しようという意志の強い者

① 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機及び中学生の時の生活で力を入れて活動してきたこととその成果、高校生活で意欲的に取り組みたいこと、将来への抱負等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は、傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を2倍することとし、195点満点とする。

「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は内容を精査するが、点数化はせず、合計195点満点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。

面接については、点数化し、105点満点とする。

⑤ 特色検査

小論文を実施する。あるテーマに関して50分、600字程度で自らの考えをまとめる。

特色検査については50点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は600点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。

「特別活動等の記録」は、内容を精査するが、点数化はせず、合計195点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。

志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

面接については、点数化し、105点満点とする。

特色選抜と一般選抜の両方に出席した者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

10 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日時 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時10分

(受付は午前8時15分から午前8時30分まで本校生徒昇降口にて行う。)

② 日程

8:15 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受付	諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	-----	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(15分) (30分) (50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

③ 会場 福島県立四倉高等学校

④ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規

(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと(持ち込んだ場合は、一時預かることがある)。

(2) 特色面接・一般面接

① 日時 令和4年3月4日(金) 午前9時30分～午後0時30分

(受付は午前8時50分から午前9時まで本校生徒昇降口にて行う。)

② 日程

8:50 9:00 9:30 12:30

受付	諸連絡	特色面接・一般面接 (休憩を含む)
----	-----	----------------------

(10分) (30分) (180分)

※終了時間については、志願者数により変更になる場合もある。

③ 会場 福島県立四倉高等学校

④ 持ち物 受験票、上ばき

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと(持ち込んだ場合は、一時預かることがある)。

(3) 特色検査

① 日時 令和4年3月5日(土) 午前9時30分～午前10時20分

(受付は午前8時50分から午前9時まで本校生徒昇降口にて行う。)

② 日程

8:50 9:00 9:30 10:20

受付	諸連絡	特色検査
----	-----	------

(10分) (30分) (50分)

③ 会場 福島県立四倉高等学校

④ 持ち物 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと(持ち込んだ場合は、一時預かることがある)。

11 追検査等の実施

「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める手続きを行い、本校校長が「追検査等受験許可証」を交付した志願者に対し、追検査等を実施する。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

(1) 学力検査

- ① 日時 令和4年3月9日（水） 午前9時～午後2時45分
（受付は午前8時15分から午前8時30分まで本校生徒昇降口にて行う。）

② 日程

8:15	8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
受付	諸連絡	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(15分)	(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ③ 会場 福島県立四倉高等学校

- ④ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと（持ち込んだ場合は、一時預かることがある）。

(2) 特色面接、一般面接

- ① 日時 令和4年3月10日（木） 午前9時～午前10時
（受付は午前8時15分から午前8時30分まで本校生徒昇降口にて行う。）

② 日程

8:15	8:30	9:00	10:00
受付	諸連絡	特色面接・一般面接	
(15分)	(30分)	(60分)	

- ③ 会場 福島県立四倉高等学校

- ④ 持ち物 受験票、上ばき
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと（持ち込んだ場合は、一時預かることがある）。

(3) 特色検査

- ① 日時 令和4年3月10日（木） 午前10時40分～午前11時30分
（受付は午前10時から午前10時10分まで本校生徒昇降口にて行う。）
※特色面接を受験し、引き続いて特色検査を受験する志願者については、再度の受付は実施しない。

② 日程

10:00	10:10	10:40	11:30
受付	諸連絡	特色検査	
(10分)	(30分)	(50分)	

- ③ 会場 福島県立四倉高等学校

- ④ 持ち物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと（持ち込んだ場合は、一時預かることがある）。

12 合格者発表

- (1) 合格者は、令和4年3月14日（月）正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 本要項に記載されていない事項については、「令和4年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」による。